

放射線業務従事者の線量限度に係る直近の動向について

平成23年4月
原子力安全・保安院

福島第一原発における緊急時作業に係る線量限度250mSvと、平常時被ばく線量限度「5年間100mSv」「1年間50mSv」とを別枠とすべきとする当省の主張に対して、厚生労働省は、引き続き、一体のものとして扱う方向を主張。

《両省の共通の認識》

- ・ 当面の福島第一原発における作業を遂行することが必要。

《当省の主張》

- ・ 原発に係る作業に必要な専門技術者の確保は容易ではないため、全国の原発（BWR）の安全管理に支障が生じるとともに、福島第一原発に携わる作業員の作業忌避等を招くことによる作業の停滞を懸念。
— 東芝・日立の技術者の約半数が、当面業務ができなくなる。
- ・ 放射線審議会及び国際放射線防護委員会では、①緊急時被ばくと平常時被ばくを区別すべき、②健康面については生涯1Svを管理することで担保可能、と整理。

《厚生労働省の主張》

- ・ 労働者の安全及び健康の保護の観点から、慎重な検討が必要であり、説得性のある説明が必要。
- ・ 原発に必要な要員が逼迫するという具体的な根拠が必要であり、福島第一原発において今後必要となる作業の詳細、作業員の予測被ばく線量の詳細等が必要。
- ・ 定期検査の間隔の延長、定期検査にかかる必要要員を減らすために定期検査の方法等の見直しなど、様々な工夫により解決できるのではないか。

(直近の動向)

4月8日 中山政務官より小宮山厚生労働副大臣に当省の主張を御説明

4月9日 中山政務官より小林厚生労働大臣政務官に当省の主張、政治的
判断の必要性を御説明

→12日（火）厚労省政務三役会議で議論

中山政務官より福山官房副長官に当省の主張、政治的判断の
必要性を御説明

(今後の調整)

- ・ 生涯線量1Svの管理を規制に導入することを前提として、緊急時の線量限度と平常時の線量限度を別枠として整理することを働きかけ。